

科学技術秘密保護規定

1995年1月6日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

科学技術秘密保護規定

(1995年1月6日国家科学技術委員会、国家保密局公布)

第1章 総則

第1条 「中華人民共和国国家秘密保護法」及び「中華人民共和国科学技術進歩法」に基づき本規定を制定する。

第2条 科学技術秘密保護業務は国家科学技術秘密の安全を保障し、科学技術事業の発展を促進し、生産力の解放と発展に寄与しなければならない。

第3条 科学技術秘密保護業務は科学技術秘密の保護に重点を置き、国家の重要な科学技術秘密の安全を確保し、国家の秘密にあたる一般的科学技術の交流と応用を制御して行う。

第4条 科学技術秘密保護業務は科学技術管理業務と結びつけなければならない。科学技術管理部門の重要な職責としなければならない。科学技術秘密保護業務は広範な科学技術職員に依拠しなければならない。

第5条 国家科学技術委員会（以下、国家科委と略称する）は、職責に基づき全国の科学技術秘密保護業務を管理する。各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門は、職責に基づき本地区の科学技術秘密保護業務を管理する。中央国家機関の各部門の科学技術主管機関は、職責に基づき本部門又は本系統の科学技術秘密保護業務を管理する。

第6条 各級の秘密保護専門部門は、科学技術秘密保護業務に対して指導・調整・監督及び検査に関する責任を負う。

第2章 国家科学技術秘密の範囲と等級

第7条 国の安全及び利益に係わり、いったん漏洩すると、次の結果の一つを招くおそれのある科学技術は、国家科学技術秘密範囲としなければならない。

- (1) 国の防衛及び治安能力を弱めるもの。
- (2) わが国の技術の国際上における先進度に影響をきたすもの。
- (3) わが国の技術の独自性を喪失するもの。
- (4) 技術の国際的競争力に影響をきたすもの。
- (5) 国の名誉、権益及び対外関係に危害を及ぼすもの。

第8条 国家科学技術秘密の等級

(1) 極秘等級

1. 国際的に先端的で、かつ国防建設又は経済建設に特別重大な影響をもたらすもの。
2. ハイテクノロジーの領域において突出しているもの。
3. 全局面において国家の防衛及び治安に実力を反映させることができるもの。

(2) 機密等級

1. 国際的な先進水準に達し、かつ軍事的用途をもち又は経済建設に重要な影響をもたらすもの。
2. 局部的に国家の防衛及び治安に実力を反映することができるもの。
3. わが国独自の、かつ自然条件的な要因の制約を受けない民族の特色ある精華を反映でき、かつ社会的公益又は経済的公益の顕著な伝統工芸技術であるもの。

(3)秘密等級

1. 国際的な先進水準に達し、かつ国外の主要な技術と比べて優勢であり、社会的公益又は経済的公益が比較的大きいもの。
2. わが国独自の、一定の自然条件的な要因の制約を受け、かつ社会的公益又は経済的公益が非常に大きい伝統工芸技術であるもの。

第9条 次の情状の一つ該当する場合は、国家科学技術秘密範囲としない。

- (1) 国外においてすでに公開されたもの。
- (2) 国際上において競争力がなく、かつ国家の防衛及び治安能力に係わらないもの。
- (3) 純粋な基礎理論研究成果。
- (4) 国内においてすでに流行している、又は当地の大衆が基本的に身につけた伝統工芸技術。
- (5) 主に当地の気候、資源などの自然条件的な要因の制約を受け、かつその生産条件を模倣しえない伝統工芸技術。

第10条 国家科学技術秘密とする民間科学技術は、原則として極秘等級にしない。確実に極秘等級とする必要がある場合は、本規定第8条の極秘等級に関する規定に適合しなければならず、かつ国家科学技術委員会に報告し認可を受けなければならない。

第3章 国家科学技術秘密等級の確定・変更及び秘密解除

第11条 国家科学技術秘密事項については、以下に記載する規定により秘密等級を確定しなければならない。

- (1) 秘密の発生する組織は、本規定第8条の規定に従い、速やかに秘密等級を確定する。
 - (2) 本規定第7条、第8条の規定により科学技術成果が国家秘密に属するかどうか、及びどの秘密等級に属するかを確定することができない場合は、秘密の発生した組織は「科学技術成果国家秘密等級評価方法」に基づいて速やかに秘密等級を確定する。
 - (3) 科学技術研究計画を制定する場合は、関係する組織は本規定に従い速やかに項目又は課題の秘密等級を確定しなければならない。科学技術成果が完成したと同時に、その秘密等級に対し評価を行わなければならない。
 - (4) 関係する組織は国家科学技術秘密事項の秘密等級が確定された後30日以内に、行政所属系統により省・自治区・直轄市の科学技術主管部門又は中央の国家機関の科学技術主管機関に報告しなければならない。
- 国家科学技術秘密事項の秘密等級を確定する時、同時にその秘密期限及び秘密要点を確定しなければならない。

第12条 個人が完成した科学技術成果については、その所在地の省・自治区・直轄市の科学技術主管部門が秘密等級を確定し、かつ本規定により管理を行う。

第 13 条 国家科学技術秘密事項が次の情状の一つに該当する場合は、遅滞なく秘密等級を変更しなければならない。

(1) 知らしめる範囲が比較的大きく変動すること。

(2) 一旦漏えいすれば、国の安全及び利益に対する損害の程度に著しい変化が生じること。

国家科学技術秘密事項の秘密等級の変更は、その秘密等級を確定する機関、組織が決定する。

第 14 条 国家科学技術秘密事項が次の情状の一つに該当する場合は、速やかに秘密を解除しなければならない。

(1) 技術が古くなりつつあり、すでに秘密価値を失ったこと。

(2) わが国が国際市場を占有するにあたり、すでに技術交替があり、又は国外において近いうちに研究が成功する可能性があること。

(3) すでに公開され、かつ救済措置を講じることが難しいこと。

(4) 広範囲においてすでに実験が行われ、かつ普及して、秘密保護の意義がないこと。

(5) 公開された製品から技術を取得することができること。

国家科学技術秘密事項の秘密期限が満了した時は、自ら秘密を解除する。

秘密期限内における国家科学技術秘密事項について秘密を解除する必要がある場合は、関係する組織と個人は秘密解除の建議を提出することができる。秘密等級の場合は、省・自治区・直轄市の科学技術主管部門又は中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関に報告して査定を受ける。機密等級・極秘等級の場合は、国家科学技術委員会に報告し査定を受ける。査定結果は、報告を受取った後 30 日以内に関係する組織と個人に通知しなければならない。

第 15 条 国家科学技術委員会、各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門、中央の国家機関の各部門の科学技術主管部門、及び秘密等級を確定する機関・組織は秘密保護を継続させる必要があると認める場合は、秘密期限を延長させる決定を下すことができ、かつ秘密期限が満了する 30 日前までに関係する組織と個人に通知する。

第 16 条 国家科学技術委員会、各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門及び中央の国家機関の各部門の科学技術主管部門は、国家科学技術秘密事項の確定・変更及び秘密解除が国の関係する秘密保護法規と本規定に適合していない行為に対しては是正を要求する権限を有する。

第 17 条 各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門及び中央の国家機関の各部門の科学技術主管部門は、本地区・本部門の国家秘密技術の秘密等級に対する確定・変更及び秘密解除の状況につき、年度ごとに国家科学技術委員会に報告しなければならない。国家科学技術委員会は専門家を組織して査定を行い、かつ国家秘密保護業務部門と合同で定期的に公布する。

第 4 章 国家科学技術秘密保護管理

第 18 条 国家科学技術委員会は全国の科学技術秘密保護業務を主管する。具体的な職

責は次の通りである。

- (1) 科学技術秘密保護業務の規則制度を単独又は関係部門と合同で制定する。
 - (2) 国家科学技術秘密事項の確定と調整業務を指導する。
 - (3) 規定に基づき渉外の国家科学技術秘密事項を審査又は認可する。
 - (4) 国家秘密保護業務部門に協力して科学技術秘密保護業務に対し検査を行い、並びに重大な科学技術秘密の漏えい事件を処理する。
 - (5) 科学技術秘密保護に関する専門教育を行い、科学技術秘密保護要員に対する訓練を組織する。
 - (6) 科学技術秘密保護先進組織と個人に表彰・報奨を与える。
- 国家科学技術委員会に国家科学技術秘密保護事務室を設置し、科学技術秘密保護管理の日常業務に責任を負う。

第 19 条 各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門及び中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関は、国家科学技術委員会と本地区・本部門の秘密保護業務部門の指導の下で、本地区・本部門又は本系統の科学技術秘密保護業務を管理する。その主要な職責は次の通りである。

- (1) 国家科学技術秘密保護業務に関する方針・政策を実施、執行し、本地区・本部門又は本系統の科学技術秘密保護に関する規則制度を制定する。
 - (2)本地区・本部門又は本系統の国家科学技術秘密事項の確定と調整業務を指導する。
 - (3) 規定に基づき渉外の国家科学技術秘密事項を審査又は認可する。
 - (4)本地区・本部門又は本系統の重大な科学技術活動と渉外科学技術活動に参加し、関係部門と合同で専門事項の秘密保護方案を制定する。
 - (5) 秘密保護業務部門に協力して本地区・本部門又は本系統の科学技術秘密保護業務を検査し、科学技術秘密漏えい事件を処理する。
 - (6)本地区・本部門又は本系統の科学技術秘密保護先進組織と個人に表彰・報奨を与える。
- 各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門と中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関には、専門機構を設置し、又は専任人員を指定し科学技術秘密保護管理の日常業務に責任を負う。

第 20 条 各級機関・組織・社会团体及び個人は、以下に記載する科学技術協力及び交流活動において、国家科学技術秘密に及んではならない。

- (1) 公開上で行われる科学技術講義、研修、考察、合同研究などの活動。
- (2) 放送・映画・テレビ番組及び公に発行する新聞・書籍・図案資料と音楽録画製品を利用しての宣伝又は論文発表。
- (3) 公開的な科学技術展示又は技術示範を行う活動。

第 21 条 対外科学技術交流協力において対外的に秘密にあたる国家科学技術を提供する必要がある場合は、国の関係規定に従い審査認可手続を行わなければならない。

業務の必要により確実に国家科学技術秘密資料、品物を携帯又は運送し出国する必要がある場合は、国の関係規定に従い秘密保護審査を行い、かつ出国手続をしなければならない。

第 22 条 外国人を接待し国家科学技術秘密事項を参観させる場合は、接待組織が行政

所属関係に基づき省・自治区・直轄市の科学技術主管部門又は中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関に報告し、審査認可を受けなければならない。

第 23 条 国家秘密技術が国内において譲渡される場合は、当該技術の完成組織の上級主管部門の認可を経なければならず、かつ契約の中に当該技術の秘密等級・秘密期限及び受譲者の負うべき秘密保護義務を明記しなければならない。

第 24 条 国家秘密技術の輸出は、国家秘密技術輸出審査に関する規定に従い、審査認可手続を行わなければならない。

第 25 条 国家秘密技術を所持して国外で外国の企業、その他の経済組織及び個人と合併・合作企業を設立するにあたっては、その立案前に、行政所属関係に基づき省・自治区・直轄市の科学技術主管部門又は中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関に報告し、審査認可を受けなければならない。国外で合併企業を設立する場合は、国家秘密技術の輸出とみなして、国家秘密技術輸出審査に関する規定に基づいて審査認可手続を行わなければならない。

第 26 条 国家秘密技術を普及させ応用する場合は、相応の秘密保護条件のある組織を選択して行う。関係する人員は、国家秘密を保護する義務を有する。

第 27 条 国家秘密技術の研究開発に参加した科学技術人員に対しては、関係機関・組織は当該成果が公開的な発表・交流・普及をすることができないことを理由に、その報奨・表彰及び資格昇格の評定に影響を及ぼしてはならない。

秘密の保護により国内、国外の公開雑誌で発表することができない論文に対しては、関係機関・組織は当該論文の実際的水準につき評価を行わなければならない。

第 28 条 各級の機関・組織は関係規定に従い、国家科学技術秘密文書の管理業務を健全化させなければならない。

第 29 条 極秘等級の国家秘密技術は、秘密期限内において特許又は秘密特許を出願してはならない。

機密等級・秘密等級の国家秘密技術は秘密期限内において、秘密特許を出願することができる。但し機密等級の場合は国家科学技術委員会の認可を経なければならず、秘密等級の場合は、省・自治区・直轄市の科学技術主管部門又は中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関の認可を経なければならない。

機密等級・秘密等級の国家秘密技術が特許を出願又は秘密特許から特許に移る場合は、本規定の第 14 条の規定に従い秘密解除手続を行わなければならない。

第 30 条 各級の機関・組織は科学技術の秘密保護業務のために貢献し、成績が顕著な組織及び個人に報奨を与えなければならない。国家秘密保護に関する法規に違反する行為に対しては、批判教育を与えなければならない。情状が重く、国の安全と利益に損害をもたらした場合は、関係法律・法規に基づき関係責任者に行政処分を与えなければならない、刑事法律に違反したものは、司法機関がその刑事責任を追及する。

第5章 付則

第31条 国防を目的又は主要目的とする科学技術の秘密保護に関する規定は、国防科学技術工業委員会が国の規定する職責範囲に基づき別に定める。

第32条 各省・自治区・直轄市の科学技術主管部門及び中央の国家機関の各部門の科学技術主管機関は、本規定に基づき具体的な規定を制定することができる。

第33条 本規定は国家科学技術委員会が解釈する。

第34条 本規定は公布日から施行する。國務院の承認を経て1981年に公布した「科学技術秘密保護条例」は同時に廃止とする。